

公的研究費の管理体制について

対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																								
<p>1 大阪府立産業技術総合研究所（以下「産技研」という。）は、府内産業・特に中小企業の振興を目的として、国、府、独立行政法人等の公的機関から受託・補助事業として補助金等及び共同若しくは受託契約に基づく民間事業者から得られる収入を財源に研究活動を実施している。平成26年度に実施した研究は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="273 680 1115 1020"> <thead> <tr> <th>研究項目</th> <th>件数</th> <th>金額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別研究</td> <td>36</td> <td>68,125</td> </tr> <tr> <td>プロジェクト研究</td> <td>3</td> <td>5,497</td> </tr> <tr> <td>発展研究</td> <td>3</td> <td>2,998</td> </tr> <tr> <td>基盤研究</td> <td>26</td> <td>8,822</td> </tr> <tr> <td>共同研究</td> <td>30</td> <td>17,829</td> </tr> <tr> <td>受託研究</td> <td>38</td> <td>25,156</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>136</td> <td>128,428</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金等には使用に係るルールや制限が設けられており、受領した団体は研究財源の配分を受ける研究者に対し当該ルール等に従った使用を求めるとともに、団体としても適正な管理体制を整備する必要がある。</p> <p>また、文部科学省は相次ぐ研究費不正使用事案への対応措置として、平成26年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「ガイドライン」という。）を改訂し、研究機関の管理体制の強化を求めるとともに、その対応状況について自己評価して「体制整備等自己評価チェックリスト（以下「自己評価チェックリスト」という。）」を提出すること求めている。</p> <p>2 産技研は、ガイドラインに対応するため、平成27年3月12日に「公的研究費取扱いに関する規程」及び「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要綱」を設けている。</p>	研究項目	件数	金額（千円）	特別研究	36	68,125	プロジェクト研究	3	5,497	発展研究	3	2,998	基盤研究	26	8,822	共同研究	30	17,829	受託研究	38	25,156	計	136	128,428	<p>ガイドライン対応に関し、以下の事項が未対応であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 不正を発生する要因の把握及びその具体的な対応を図るための不正防止計画が策定されていない。 一定の取引実績のある取引業者に対する誓約書等の提出を求めている。 	<p>不正防止計画について、ガイドラインでは、着実に不正の発生を防止する観点から、具体的な不正防止計画の策定とその実施を求めている。本趣旨を踏まえ、産技研においても、ガイドラインの求める不正防止計画を策定されたい。</p> <p>また、誓約書等について、ガイドラインでは業者との癒着を防止する観点から、一定の取引実績のある業者から提出を求めている。本趣旨を踏まえ、産技研においても、ガイドラインに沿って、取引業者に対する誓約書等を求められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）】</p> <p>第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</p> <p>不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止することが必要である。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の府政対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。</p> </div>
研究項目	件数	金額（千円）																								
特別研究	36	68,125																								
プロジェクト研究	3	5,497																								
発展研究	3	2,998																								
基盤研究	26	8,822																								
共同研究	30	17,829																								
受託研究	38	25,156																								
計	136	128,428																								

<p>【公的研究費取扱いに関する規程】 (目的) 第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）における公的研究費の取扱いに関して必要な事項を定め、不正使用の防止とその適正な管理について定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規程において「公的研究費」とは、法人で扱うすべての研究経費をいう。 (以下略)</p>		
<p>当該規程等を踏まえ、産技研では「研究費管理に係る機関内の責任体系の明確化」や「不正リスクを踏まえた研究費の適切な管理のための事務フローの構築」、「具体的研究事案のモニタリングの実施」等、一定の対応は図られている。</p>		
<p style="text-align: center;">措置の内容</p>		
<p>不正防止計画については、ガイドラインの趣旨を踏まえ「地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所研究活動における不正防止計画」を平成28年2月1日に策定した。また、誓約書等についてはガイドラインに沿って一定の取引実績（週1回以上の取引実績）を有する取引業者に誓約書の提出を求めた。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成27年12月8日から同月9日まで）